

佐野市における工事現場標示施設設置基準について

佐野市発注の土木工事を行う場合は、従来どおり「土木工事現場における標示施設等の設置基準」（栃木県技管第 217 号：H29.10.25）に準拠し工事現場標示施設を設置するものとするが、「工事中標示板」の標示事項については、土木・営繕を問わず、下記の通り取り扱うものとする。

- ① 工事箇所が点在する場合、工事箇所の所に「外○箇所」を記入する。
- ② 変更契約があった場合、工期と請負額を変更する。
- ③ 「工事中標示板」を設置する工事は、原則 130 万円以上の工事とする。
- ④ 「工事中標示板」の設置にあたっては、別紙様式 1 を参考とする。
- ⑤ 営繕工事など、これにより難しいものについては監督員と協議する。ただし標示事項において「工期末」「請負額」は明記する。

別紙様式 1



備考

(1) 色彩は、「ご協力をお願いします」等の挨拶文、「〇〇〇〇工事」等の工事種別については、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇のため〇〇〇〇を行っています」等の工事内容等、工事期間、時間帯については青文字、その他の文字及び線は黒色とし、下地は白色とする。

(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。